

企画総務委員会 送付 28-3

借上型区民住宅を延長し、継続して区内に居住できるように、施策の充実を求める陳情

受付年月日 平成28年3月7日

陳 情 者

## 陳情書

(趣旨)

千代田区の住民を増やすという施策に基づき始まった借上型区民住宅につき、区は、これまで住宅所有者と借上契約の更新・存続に向けた協議を行い、その旨住民に説明することもあった一方、住民の意向とは無関係に、このたび借上契約を更新・存続しないとの方針を打ち出しました。その結果、一部の住宅の住民は、住宅所有者から住宅の明渡訴訟を提起され、紛争に巻き込まれています。現在、同訴訟は、訴えの利益がないとして却下されておりますが、いまだ、住民の地位は不安定なものとなっており、住民は、継続居住ができるのか、居住できるとしてもいかなる条件かといった点は明確でなく、居住を継続すべきか転居すべきか判断して対応できる状況にありません。

他方で、区の暫定的な対応としては、現状、家賃補助については傾斜式に減額されていく上、同補助は所得となる等しますし、さらに、契約終了までに転居する場合には助成を行うというものですが、これらは、住民に十分な判断検討期間を与えないまま早急な転居を選択せざるを得ない状況に追い込むべき、極めて不十分な対応と言わざるを得ません。しかも、現在、区民住宅の抽選は高倍率であり、中堅層が住める住宅は区内に多くないので、転居するとしても区内に転居先を確保することが困難な状況です。

このままでは、住民は、判断不十分ないし転居先確保困難により現在の住居に居住を継続して長期紛争に巻き込まれてしまうか、早急な転居によりこれまでの区内の住環境・コミュニティを失ってしまうこととなります。

よって、借上型区民住宅を存続・延長し、中堅所得層が継続して区内に居住できるように、住宅施策の充実を図ってくださることを求めます。

平成28年3月7日

千代田区議会議長 戸張 孝次郎 殿